

事務連絡
平成31年4月5日

公益社団法人兵庫県看護協会 御中

神戸市環境局事業系廃棄物対策部

医療廃棄物等の適正処理について（お願い）

貴会におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
また、平素は医療廃棄物等の適正処理について格別のご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本市では、医療廃棄物等の不適正処理が原因で発生する事故の未然防止や適正処理の推進のため、医療関係機関から排出されるごみの正しい出し方の徹底をお願いしているところです。

つきましては、貴会会員の皆様方に下記の事項について周知していただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 医療廃棄物等の適正処理について

- (1) 医療関係機関から排出される①感染性廃棄物（特別管理産業廃棄物及び特別管理一般廃棄物）、②非感染性産業廃棄物及び③事業系一般廃棄物について、発生時点で確実に分別・保管し、それぞれの処理に係る許可を有する業者に委託するなど適正に処理して下さい。
- (2) 医療廃棄物等の運搬又は処分を委託する際は、必ず事業者と委託契約を締結し、マニフェストの確実な交付、保管を行うとともに、処分終了までの一連の工程において処理が適正に行われるよう十分な注意を払うなど、不適正処理の防止に努めてください。
- (3) 患者から回収した在宅医療に伴う廃棄物についても、医療廃棄物等と同様に適正に処理して下さい。
- (4) 住居を併設している医療関係機関にあっては、医療廃棄物等と家庭ごみ（住居から出るごみ）を確実に分別し、互いに混入しないよう管理を徹底してください。

※ 「医療機関のごみの出し方ルールのしおり」→
<http://www.city.kobe.lg.jp/business/regulation/environment/industry/img/iryou-shiori.pdf>
神戸市HP (<http://www.city.kobe.lg.jp/>) のトップページ > 総合メニュー >
事業者向け情報 > 各種届出・規制等のお知らせ > 環境局 >
産業廃棄物処理のページの「資料集」

受付

31.4.-8

兵庫県看護協会

2. 患者に対する指導について

在宅医療に伴う廃棄物については、注射針や輸液ラインの針部等の鋭利なもの及び感染性があると判断されるものは市では収集していませんので、医療関係機関で回收回いただき適正に処理されるようお願いいたします。

※「在宅医療廃棄物の安全な処理のお願い」→

<http://www.city.kobe.lg.jp/life/recycle/waketon/zaitaku.html>

神戸市HP (<http://www.city.kobe.lg.jp/>) のトップページ > 総合メニュー >
くらし・手続き > ごみ・リサイクル・環境 > ごみ・リサイクル > 調べる >
「在宅医療廃棄物の安全な処理のお願い」

担当：神戸市環境局事業系廃棄物対策部

TEL：(078) 322-6831

医療廃棄物等の収集運搬、処分に関するご相談は・・・

一般社団法人兵庫県産業資源循環協会

〒650-0023 神戸市中央区栄町通2丁目4番14号 日栄ビル3F TEL. (078) 381-7464